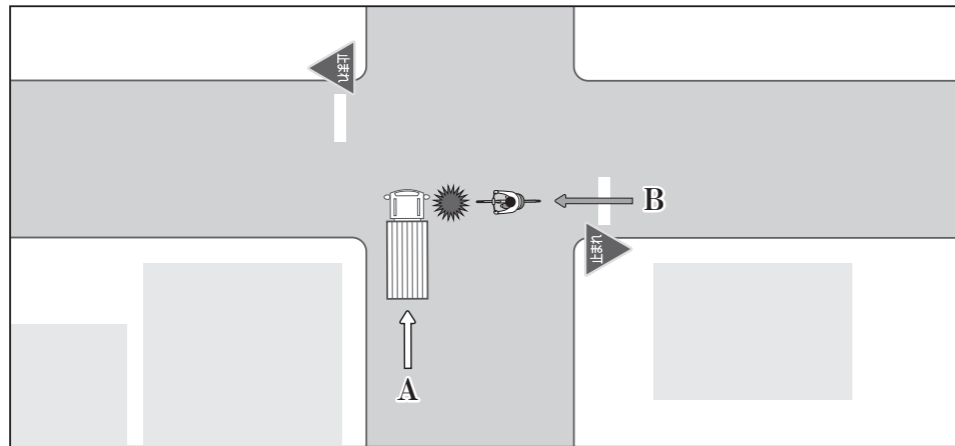


職場における交通安全指導

Part 119

交差点を直進する際、自転車と出会い頭に衝突



事故の概要

●事故の当事者

当事者A：運転者（中型貨物車）、50歳代、男性

当事者B：被害者（電動アシスト付き自転車運転者）、70歳代、女性

●被害状況

A：右前部凹損

B：重傷（頭部挫傷、全身打撲）

●道路状況

住宅街の無信号交差点

事故状況

横浜市内の運送会社に勤務して20年目のAは、中型トラックの乗務経験も20年以上のベテランドライバーである。

この日は、食品を積込み北関東方面のスーパーマーケット等5か所への配送予定で、予定通りに最後の配送を終了し、東北自動車道に乗るために住宅街の市道を直進していた。

当該道路は、両側に歩道のない道路で、まだ午後4時のため交通量も少なかった。

Aは、住宅街の見通しの悪い市道交差点を直進するため、時速30キロメートルの速度で進行し

ていた。

Aは、「交差点に一時停止があるから相手が一時停止するだろう。」と思い込んで、やや減速したものの、時速30キロメートル弱の速度で交差点に進入したところ、交差点を右側からかなり速い速度で自転車が進行してきた。「危ない」と思ったがブレーキを掛ける間もなく出会い頭に自転車と衝突した。

すぐにトラックを交差点外に停止させ降車すると、交差点内に女性Bと自転車が転倒していた。

「大丈夫ですか」と声を掛けたがBからの応答は無く、急いで救急車の要請と警察への事故の通報をした。

救急車が来るまでの間、Bの様子を見ながら、会社に連絡した。Bは、救急車で救命救急センター病院に搬送されたが、頭部挫傷、全身打撲の重傷となった。

事故の原因

事故当時は、曇天の薄暮時間帯で、交通量は少なかったが、住宅街の見通しの悪い交差点であったにもかかわらず、Aは交差点に進入する際に、一時停止があるから相手が止まるだろうと思い込んで、徐行をしなかったことが事故の原因である。

一方、Bも一時停止を見落として、時速約20キロメートルの速度で交差点に進入したため、Aと出会い頭に衝突し、路上に転倒して重傷を負って

しまった。

安全指導

交通事故は、交差点およびその付近で最も多く発生しており、交差点の大小や信号機の有無によって交差点内での速度は異なり、それによって交通事故の被害の大きさは変わります。特に対自転車や歩行者の場合は、人身事故になる確率が増大します。交通整理の行われていない交差点を通過する際には十分注意し、交通弱者を保護しながら通行しましょう。

① 見通しがきかない交差点通過時の義務

道路交通法では、「車両等は、徐行の標識の設置されている場所、左右の見通しがきかない交差点に入ろうとするとき、および交差点内で左右の見通しがきかない部分を通行するときは、徐行しなければならない。」と徐行義務が規定されています。

また、「道路のまがり角付近、上り坂の頂上付近、勾配の急な下り坂」においても徐行義務が規定されています。

車両運転時の徐行の速度については、ただちに停止できるような速度と規定されており、実際の速度では、時速7～8キロメートルであるといわれています。徐行場所では、十分な減速をして通行するようにしましょう。

② 自転車等の一時停止の義務

道路交通法では、「車両等は、一時停止の標識がある交差点では、その交差点の（停止線の）直前で一時停止し、交差車両の通行を妨げないようにしなければならない。」と規定されています。自転車は、軽車両であり、車両に含まれていますので、車両と同様に一時停止の義務があります。

③ 信号機が設置されている交差点の通行方法

道路交通法では、自転車が歩行者用信号機に従って青色の灯火で横断する際、「自転車は、横断歩道において、直進し、左折できる。右折するとき、横断歩道において右折地点まで直進し、そこ

で向きを変え、待機し、対面する側の歩行者用信号灯火が青色になってから再度直進することができる。」と規定されており、青色の灯火点滅は、「横断歩道を横断しようとする自転車は、横断を始めてはならない。」と規定されています。

更に、歩行者・自転車専用信号機では、「青色の灯火で横断しようとしている自転車は、前述と同様」であり、「青色灯火の点滅も同一」です。その後ただし書きがあり、「ただし、同点滅に変わったとき、停止位置に近接して安全に停止することができないときはそのまま進行することができる。」と規定されています。

つまり、歩行者用信号機の青色灯火点滅の際は、「横断歩道において、進行しようとする自転車は、歩行者の進行を妨げるおそれがあるときは、乗車しての横断を禁止しており、歩行者がいる場合は、降車して横断しなければならない。」ため、歩行者となり、前述のただし書きが無いものと解されます。

④ 信号機の無い横断歩道における横断

住宅街等で、信号機が設置されていない交差点での横断歩道および単路で信号機の無い横断歩道では、自転車乗車での通行が許可されていないため、自転車から降車して歩行者として横断するか、または、横断歩道以外の場所を横断しなければなりません。そのため、横断歩道付近を自転車が通常で横断してくることがあります。

信号機の設置されていない横断歩道では、横断歩道上の歩行者に注意し、更に同付近での自転車にも十分に注意しましょう。

信号機の有無にかかわらず、横断歩道およびその付近においては歩行者や自転車の早期発見に努め、必ず一時停止するか、徐行を徹底しましょう。また、交差点およびその付近を進行する際には、「右歩行者、左自転車」などの危険の発見に努め、それを口にするコメンタリー運転を実践し、交通事故防止に努めましょう。